

○ 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>（預金等情報）</p> <p>第二十一条 法第五十五条の二第二項（法第六十九条の二第一項の規定により特定決済債務（同項に規定する特定決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権とみなして適用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法第五十五条の二第四項（法第六十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 名寄用顧客ファイル 法第二条第三項に規定する預金者等（以下この条において「預金者等」という。）の氏名又は名称、生年月日又は設立年月日、顧客番号、電話番号その他の事項で機構が電子情報処理組織を用いて速やかに預金者等の特定を行うために必要と認めるもの</p> <p>二 顧客ファイル 預金者等の氏名又は名称、住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地、郵便番号、顧客番号その他の事項で機構が預金者等との連絡を円滑に行うために必要と認めるもの及び預金者等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税等に</p>	<p>（預金等情報）</p> <p>第二十一条 法第五十五条の二第二項（法第六十九条の二第一項の規定により特定決済債務（同項に規定する特定決済債務をいう。以下この条において同じ。）に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権とみなして適用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法第五十五条の二第四項（法第六十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 名寄用顧客ファイル 法第二条第三項に規定する預金者等（以下この条において「預金者等」という。）の氏名又は名称、生年月日又は設立年月日、顧客番号、電話番号の全部又は一部その他の事項で機構が電子情報処理組織を用いて速やかに預金者等の特定を行うために必要と認めるもの</p> <p>二 顧客ファイル 預金者等の氏名又は名称、住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地、郵便番号、顧客番号その他の事項で機構が預金者等との連絡を円滑に行うために必要と認めるもの及び預金者等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税等に</p>

関する法令の規定の適用に関する事項で機構が必要と認めるもの  
三 預金ファイル 顧客番号、法第二条第二項に規定する預金等（以下この条において「預金等」という。）の口座に関する事項（口座番号、口座開設日等をいう。）、預金等に係る債権の内容に関する事項（預金等の種目、元本の額、利率、預入日、満期日等をいう。）、当該預金等に係る債権を目的とする担保権の設定に関する事項、預金等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項その他の事項で機構が預金等に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

四 総合・当座貸越担保預金ファイル 預金等の種目及び口座番号、担保預金等（担保権の目的となつている預金等に係る債権をいう。第六号において同じ。）の種目及び口座番号その他の事項で機構が貸越しの存する預金等の口座を特定し、かつ、当該貸越しのために担保権の目的となつている預金等の口座を特定するために必要と認めるもの

五 債務ファイル 顧客番号、貸付残高、未収利息額その他の事項で機構が預金担保貸付（預金等に係る債権を担保権の目的とする貸付けをいう。）に係る債務者を特定し、かつ、当該債務者の債務の額を算出するために必要と認めるもの

六〇八 （略）

関する法令の規定の適用に関する事項で機構が必要と認めるもの  
三 預金ファイル 顧客番号、法第二条第二項に規定する預金等（以下この条において「預金等」という。）の口座に関する事項（口座番号、口座開設日等をいう。次項第三号において同じ。）、預金等に係る債権の内容に関する事項（預金等の種目、元本の額、利率、預入日、満期日等をいう。同号において同じ。）、当該預金等に係る債権を目的とする担保権の設定に関する事項、預金等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項その他の事項で機構が預金等に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

四 総合・当座貸越担保預金ファイル 預金等の種目及び口座番号、担保預金等（担保権の目的となつている預金等に係る債権をいう。第六号並びに次項第四号及び第六号において同じ。）の種目及び口座番号その他の事項で機構が貸越しの存する預金等の口座を特定し、かつ、当該貸越しのために担保権の目的となつている預金等の口座を特定するために必要と認めるもの

五 債務ファイル 顧客番号、貸付残高、未収利息額その他の事項で機構が預金担保貸付（預金等に係る債権を担保権の目的とする貸付けをいう。次項第五号において同じ。）に係る債務者を特定し、かつ、当該債務者の債務の額を算出するために必要と認めるもの

六〇八 （略）

法第五十五条の二第二項の金融機関が預金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を記録している預金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「預金者等に」とあるのは「法人番号その他の預金者等に」とする。

法第五十五条の二第二項の金融機関が郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）である場合における法第五十五条の二第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。

一 預入限度額管理に関する情報 預金者等の氏名又は名称、生年月日又は設立年月日、顧客番号、電話番号の全部又は一部その他の事項で郵便貯金銀行が預入限度額（郵政民営化法第七十七条各号に定める額をいう。）を管理するために用いる事項のうち、機構が速やかに預金者等の特定を行うために必要と認めるもの

二 顧客に関する情報 預金者等の氏名又は名称、住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地、郵便番号、顧客番号その他の事項で機構が預金者等との連絡を円滑に行うために必要と認めるもの

三 預金等に関する情報 顧客番号、預金等の口座に関する事項、預金等に係る債権の内容に関する事項、当該預金等に係る債権を目的とする担保権の設定に関する事項、預金等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項その他の事項で機構が預金等に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

四 総合・当座貸越担保預金に関する情報 預金等の種目及び口座番号、担保預金等の種目及び口座番号その他の事項で機構が貸越

しの存する預金等の口座を特定し、かつ、当該貸越しのために担保権の目的となつてゐる預金等の口座を特定するために必要と認めらるるもの

五 債務に関する情報 顧客番号、貸付残高その他の事項で機構が預金担保貸付に係る債務者を特定し、かつ、当該債務者の債務の額を算出するために必要と認めらるるもの

六 債務担保預金に関する情報 顧客番号、担保預金等の種目及び口座番号その他の事項で機構が前号の債務者の有する債務に係る担保預金等の口座を特定するために必要と認めらるるもの

七 特定決済債務に関する情報 特定決済債務に係る債権の額その他の事項で機構が特定決済債務に係る債権の内容を把握するために必要と認めらるるもの

八 預金等債権の買取りに関する情報 郵便貯金銀行が法第七十条第一項に規定する買取りの対象となる預金等債権（預金者等が有する支払対象一般預金等（法第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等をいう。以下この号において同じ。）に係る債権（法第五十四条の三第一項第一号の規定により同号に規定する加入者等の支払対象預金等に係る債権とみなされたもののうち支払対象一般預金等に係るものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が保険基準額（令第六条の三に規定する金額をいう。）を超えたことにより法第五十四条第二項又は法第五十四条の三第二項の規定により支払対象一般預金等の保険金の額に含まれないものとされた金額に相当す

(預金等情報の提出方法)

第二十二條 法第五十五條の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、機構が示す様式に従つて前条第一項各号(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

(削る)

るものに限る。)について抽出を行つた場合に、当該預金等に係る預金者等の氏名又は名称その他の事項で機構が当該預金者等を特定し、かつ、当該預金等に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、預金等に係る債権及び特定決済債務に係る債権並びに法第七十條第一項に規定する買取りの対象となる預金等債権の額を速やかに把握するために必要なものとして機構が別に定める情報 当該情報の目的等に応じ機構が必要と認める事項

(預金等情報の提出方法)

第二十二條 法第五十五條の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、機構が示す様式に従つて前条第一項各号に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

2 |

法第五十五條の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関が郵便貯金銀行である場合における前項の規定の適用については、同項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項各号又は第二項第七号から第九号まで」とする。